

平成24年度

神奈川県ニホンザル保護管理事業実施計画

平成24年6月

目 次

ページ

1	平成23年度保護管理事業の実施状況	1
(1)	被害防除対策	2
(2)	個体数調整	2
(3)	生息環境整備	3
(4)	モニタリング	3
2	平成24年度事業実施計画	10
(1)	被害防除対策	10
(2)	個体数調整	11
(3)	生息環境整備	12
(4)	モニタリング	12
(5)	群れ別・市町村別実施計画	13
ア	西湘地域個体群	13
イ	丹沢地域個体群	14
ウ	南秋川地域個体群	20
エ	その他	20
	資料	21
	事業実施計画図	別冊

1 平成23年度保護管理事業の実施状況

(1) 被害防除対策

ア 市町村の取組

(ア) 追い払い

各地域で住民、農業者、市町村職員、農業協同組合、猟友会、シルバー人材センター等による追い払いが実施された。

小田原市・相模原市・愛川町（県及び市町の補助金）、箱根町・厚木市・秦野市（国の緊急雇用創出事業）、湯河原町（特措法に基づく交付金）では、追い払い員や監視員を配置し、通年の追い払いを実施している。

表1 追い払い実施結果

区分	西湘地域個体群	丹沢地域個体群	南秋川地域個体群
実施状況	1, 631回 2, 363時間	2, 149回	988回
実施市町村と対象群	小田原市 365日・2363h(S・H群) 箱根町 13回・923人日(S群) 真鶴町 29回(H・T1群) 湯河原町 263回(T1・P1群)	秦野市 350日(大山群・子易の集団) 厚木市 918日回(鳶尾・経ヶ岳・煤ヶ谷群) 伊勢原市 199人回(大山・日向群) 愛川町 189回(ダムサイト・川弟・鳶尾・経ヶ岳) 清川村 73回(経ヶ岳・煤ヶ谷群) 相模原市 591日回(ダムサイト群)	相模原市緑区佐野川 154日回(K1群) 相模原市緑区吉野、与瀬など 465日(K2群) 相模原市緑区佐野川、澤井など 209日回(K3群) 相模原市佐野川 160回(K4群)

※ 実施状況は委託等による巡視日数及び通報等による追い払い出動回数を合計して回数とした。

※ 西湘地域は小田原市鳥獣被害防止対策協議会（旧野猿対策協議会）による追い払い出動時間を外数で記載した。

(イ) 情報提供

ホームページ等で群れの位置情報を提供し、地域での追い払い等に活用された（小田原市、秦野市、県西地域県政総合センター）。

(ウ) 電気柵および簡易電気柵の設置

農地と森林の境界部にサルなどの侵入を防ぐ電気柵を、厚木市で7,525m、愛川町で400mを設置した。また、相模原市・愛川町・清川村では、農業者や住民による簡易防護柵設置補助が行われた（相模原市15箇所、愛川町7箇所、清川村7箇所の計29箇所）。

(エ) 地域ぐるみの取組

自治会に自衛組織等を設置して、受信機等を用いて地域を巡回しながら群れの行動を監視し、被害発生を未然に防止するための追い払いを実施している（厚木市、相模原市、南足柄市）。また、被害防除体制の整備や対策の実施に当たり、市町村、県等が連携し、学習会の開催、技術的支援などを行なった（厚木市、相模原市、伊勢原市、秦野市、南足柄市）。

イ 広域連携による対策実施の推進

行動域が複数市町村や隣接都県にわたる加害群に対しては、目標地域を定めて当該地域への定着を目指す追い上げやその他の対策を、関係機関が連携し実施することが有効であ

ることから、西湘地域及び丹沢地域において関係機関による情報交換を行った。

表2 情報交換の実施状況

地域	対象群	検討会	関係機関
西湘	S	追い上げ検討会	小田原市、箱根町、南足柄市、JAかながわ西湘、県 猟友会小田原支部、足柄上・西湘地域県政総合センター、自然環境保全課
	P1 T1	湯河原町及び熱海市を行動 域とするニホンザル被害対 策連絡会議	神奈川県：湯河原町、西湘地域県政総合センター 静岡県：熱海市、東部農林事務所、自然保護室
丹沢	大山 子易	追い払い検討会	秦野市、伊勢原市、JA秦野、JA伊勢原、県央・湘 南地域県政総合センター、自然環境保全課

ウ 県の取組

鳥獣被害対策に係る専門的知識や経験を持つ「鳥獣被害防除対策専門員」を地域県政総合センターに配置し（県央2名、西湘・足柄上・湘南各1名の計5名）、被害地域の巡視、住民への被害防除のための助言を行っている。

(2) 個体数調整

ア 西湘地域個体群

S群及びH群について、人身被害を発生又は発生させるおそれのある加害個体の捕獲を実施し、S群0頭（放獣2頭）、H群1頭が捕獲された。

また、T1群及びP1群は、加害個体の捕獲や追い払いなどの対策を実施しているが、依然として加害レベルが低下せず人への威嚇や人家侵入などの被害は減少していないため、人身被害防止のための個体数調整を実施したが、捕獲数はT1群0頭（放獣1頭）、P1群0頭であった。

イ 丹沢地域個体群

高森の集団について、人身被害を発生又は発生させるおそれのある加害個体を特定し3頭を捕獲した。

鳶尾群・経ヶ岳群・煤ヶ谷群・ダムサイト分裂群については、分裂による被害拡大防止のための個体数調整を継続して実施している。平成23年度は、新たに川弟群に分裂の恐れが確認されたため個体数調整を検討し、実施した。

平成23年度は、鳶尾群26頭（計画数30頭）、経ヶ岳群10頭（当初計画数10頭、追加計画数10頭）、煤ヶ谷群9頭（計画数10頭）、ダムサイト分裂群0頭（計画数7頭）、川弟群3頭（計画数10頭）を捕獲し処分した。

なお、鳶尾群・経ヶ岳群・煤ヶ谷群において、オトナメス及びそのアカンボウが捕獲された場合は、オトナメスにマイクロチップを装着後、学習放獣した（鳶尾群12頭、煤ヶ谷群4頭、川弟群2頭）。

ウ 南秋川地域個体群

K3群及びK4群について、人身被害を発生又は発生させるおそれのある加害個体を特定しK3群2頭（放獣3頭）、K4群1頭を捕獲し処分した。

K 1 群及びK 2 群について、分裂による被害拡大防止のための個体数調整を継続して実施している。平成23年度は、K 1 群0 頭（計画数20頭）、K 2 群1 頭（計画数20頭）を捕獲し処分した。

エ 捕獲個体の取り扱い

原則として研究機関へ搬送し、捕獲個体の外部計測、妊娠や栄養状態の把握及び記録の確認を行った。その結果、オトナメスは捕獲されていないこと、4.5 才～5.5 才のメスに妊娠が確認され餌付け群とほぼ同等の繁殖状況であること、妊娠個体は妊娠成立に必要な体脂肪量を満たす栄養状態であることなどが明らかとなった。

表3 捕獲数 (単位：頭)

個体数調整			加害個体捕獲		
地域個体群	群れ名	捕獲数	地域個体群	群れ名	捕獲数
西湘	T 1	0(1) / 8	西湘	S	0(2)
	P 1	0 / 4		H	1
丹沢	ダムサイト分裂	0 / 7	丹沢	高森の集団	3
	川弟(分裂)	3(2) / 10	南秋川	K 3	2(3)
	経ヶ岳	10 / 20		K 4	1
	鳶尾	26(12)/30	計		7(5)
	煤ヶ谷	9(4) / 10	合計		56(24)
南秋川	K 1	0 / 20	※ 個体数調整：捕獲数/計画数		
	K 2	1 / 20	※ カッコ内は放獣数を外数で表す。		
計		49(19)/129			

(3) 生息環境整備

市町村、農業協同組合の広報紙、地域鳥獣対策協議会作成のパンフレットを通じて、出荷しない農作物の適正処理や取り残し果実等の誘引物の除去について、住民、農業者に周知した。また、耕作放棄地の草刈り、伐採を実施し、サルが隠れにくい環境を作るなどの取組を行なった。

(4) モニタリング

平成23年度に県が実施した生息状況調査（群れ数、個体数、行動域、加害レベル）及び市町村、農業協同組合等の調査に基づき農作物被害、生活被害・人身被害の状況について取りまとめた結果は次のとおりである。

ア 生息状況調査結果

(ア) 群れ数

西湘地域、丹沢地域、南秋川地域(神奈川県側)に生息する群れのうち、農作物等に被害を発生させている加害群及び加害集団を対象に調査を実施した。確認した加害群及び加害集団は計 20 群2集団であった。

[西湘地域個体群]

小田原市から湯河原町までの西湘地域と、隣接する静岡県熱海市にかけて、S 群、H 群、

P 1 群、T 1 群の 4 群が確認された。T 2 群は、発信機装着個体のみが確認されており、平成 22 年 6 月以降は T 1 群、平成 23 年 2 月からは P 1 群と行動している。P 1 群は、平成 20 年度から分派行動が確認されている。

[丹沢地域個体群]

丹沢山麓の地域で、ダムサイト群、ダムサイト分裂群、川弟群、川弟分裂群、経ヶ岳群、鳶尾群、片原の集団、煤ヶ谷群、日向群、七沢群、大山群、丹沢湖群、子易群、高森の集団の 12 群 2 集団を確認した。

川弟群は、季節的に分派行動を繰り返していたが、平成 22 年以降は、年間を通じて 2 集団に分かれて行動しているため、これまでの行動域に生息する川弟群と新たに拡大した地域に生息する川弟分裂群の 2 つに分裂したと考えられる。

七沢群は、平成 18 年度以降追跡不能であったが、目視により再確認された。また、新たに清川村片原に出没する集団に発信機を装着し、隣接する群れとは独立した集団であることを確認し、片原の集団とした。

なお、個体数調整対象群の鳶尾群・経ヶ岳群・煤ヶ谷群で分裂は確認されていないが、依然として分派行動が確認されている。

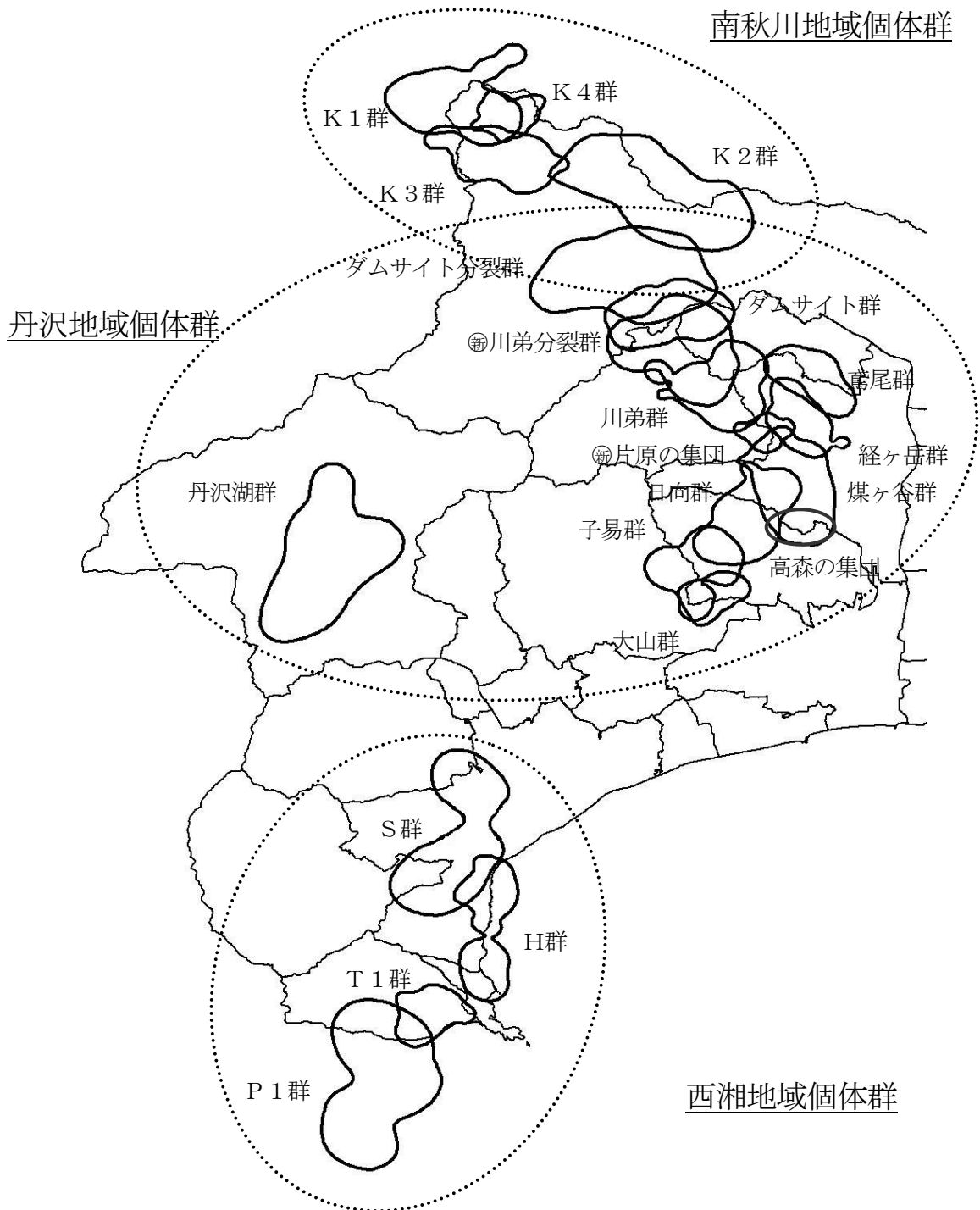
[南秋川地域個体群]

相模原市北部から東京都及び山梨県の境にかけて K 1 群、K 2 群、K 3 群、K 4 群の 4 群を確認した。平成 18 年度に確認された底沢の集団は平成 19 年度以降確認されず、東京都の群れが一時的に県内に出没したと推測される。

※ 集団の定義について

本計画上の集団とは、十分なモニタリング調査が行われておらず通年の行動域・個体数・加害レベルが不明であるが、隣接する群れとは独立した行動域をもつと推測される数頭から数 10 頭のサルの集まりのことである。群れとは、モニタリング調査により通年の行動域・個体数・加害レベルが把握されているサルの集まりのことである。

＜平成 23 年度 神奈川県内のニホンザルの分布＞



- ※ 平成23年度 ニホンザル生息状況調査委託業務調査報告書より作成。
- ※ 図中の線で囲まれた部分が95%固定カーネル法による各群れの行動域。
- ※ 高森の集団については、出没が確認されたおおよその地域を示している。
- ※ T2群は平成21年度からP1群に合流し、消滅。

(イ) 個体数

西湘地域個体群が 99 頭、丹沢地域個体群が 559 頭 + α 、南秋川地域個体群が 375 頭であった。平成 22 年度と比較すると西湘地域は 4 頭の増加、丹沢地域は 51 頭の増加、南秋川地域は 19 頭の増加となり、県内全体では 1,033 頭で 74 頭増加した。

表4 群れ数・個体数の内訳（頭）

地域 個体 群名	群れ名	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	備 考
西 湘	S 群	29	23	24	21	24	22	21	20	21	
	H 群	48	47	49	47	43	35	32	33	36	
	P 1群	30	20	19	22	17	17	19	15	13	H22は分派行動を繰り返している
	T 1群	18	16	21	15	23	27	26	27	29	
	T 2群	13	5	8	5	4	4				H22.2月～発信機個体はP 1群で確認
	小計	138	111	121	110	111	105	98	95	99	
丹 沢	ダムサイト群	52	70	65	54	12	16	12	15	16	H19以降に3つに分裂。平成21年度までの南山集団
	ダムサイト分裂群					46	48	50	29	35	ダムサイト群から分裂した。平成21年度までの主集団
	ダムサイト青山集団						3	1			ダムサイト群から分裂し、平成22年3月捕獲により消滅
	川弟群	48	52	47	47	64	66	79	89	46	
	川弟分裂群									51	川弟群から分裂した。
	経ヶ岳群	63	80	90	80	88	82	81	68	69	H21冬期から分派行動
	鳶尾群	93	132	124	123	154	118	108	103	107	H15, 17, 18は分派の可能性あり
	片原の集団									22	H23に確認。谷太郎の集団の可能性あり。
	煤ヶ谷群	52	71	51	48	48	63	72	53	54	H21以降に高森の集団が分派したと推測される
	日向群	34	41	39	43	47	51	53	54	59	
	七沢群		5	7	-	10	-	-	-	6	H18～発信機停止。H19は聞き取り、H23は目視のみ
	大山群	38	44	42	35	37	41	44	49	49	H12-13(60頭)以降に分裂したと推測される
	丹沢湖群	18	18	15	16	15	14	22	22	22	
	子易群				8	-	10	13	19	20	平成21年度まで確認されていた子易の集団。大山群から分派か。
	高森の集団							13	7	3	平成21年度に煤ヶ谷群から分派、合流の可能性あり。
小計	398	513	480	454	527	512	548	508	559	+α	
南 秋 川	K 1群	107	127	110	108	112	119	110	102	107	H15, 17は分派可能性あり
	K 2群	76	94	99	70	72	80	83	89	96	H17以降に分裂した可能性あり
	K 3群	54	80	74	71	75	75	76	88	99	H15, 17は分派可能性あり
	K 4群	-	43	44	42	56	72	76	77	73	
	小計	237	344	327	291	315	346	345	356	375	
合 計	773	968	928	855	953	963	991	959	1033	+α	

- ※1 分派：群れからある期間、集団が分かれて行動すること。個体数が大きな群れで餌の少ない夏期や冬期に見られることが多く、群れと集団の行動域は概ね重複している。
- ※2 分裂：分派行動をとっていた集団が、年間を通して元の群れと独立した行動域をもつようになること。この時点で、新たな群れが生じたと考えられる。
- ※3 +α：カウント時に存在は確認したものの正確な頭数が把握できなかった個体数(10数頭の個体)。
- ※4 この他に単独又は小集団で生活しているオスのハナレザルが生息している。
- ※5 平成18年度に丹沢地域個体群で法輪堂の集団(11頭)、谷太郎の集団(20頭)、南秋川地域個体群で底沢の集団(67頭)が聞き取り等で確認された。平成19年度以降は確認されていない。

(ウ) 行動域

前記の加害群及び加害集団（七沢群を除く）について、ラジオ・テレメトリー法により行動域の調査を実施した。

[西湘地域個体群]

S群は、平成 21 年度に続き箱根町湯本地区(通年)、南足柄市南部(夏期)を主に利用している。また、平成 22 年度の秋期には生息確認当初の行動域である箱根町須雲川地区を利用していたが、平成 23 年度は確認されなかった。一方で、平成 23 年度も平成 20 年度以降、確認されていなかった小田原市風祭及び板橋地区を再び利用した。

H群は、平成 22 年度まで夏期及び秋期に利用が確認された湯河原町の利用が平成 23 年度は確認されなかった。平成 19 年度から継続して冬期に小田原市江之浦地区の海岸沿いの斜面と周辺農地を集中的に利用している。

P 1 群は、平成 22 年度に続き年間を通して湯河原町の千歳川北岸の利用が減り、T 2 群が利用していた静岡県熱海市内の利用が増加した。

T 1 群は、平成 21 年度から継続して海岸沿いの市街地の利用頻度が増加した。

[丹沢地域個体群]

ダムサイト群は、相模原市緑区南山、鳥屋、宮ヶ瀬湖北岸を利用しており、ダムサイト分裂群は相模原市緑区寸沢嵐、青野原、青山と旧藤野町牧野や牧馬の利用が増加し、北に行動域が移動している。

川弟群及び川弟分裂群は、一部行動域が重複するものの川弟分裂群が北部、川弟群が南部を利用している。川弟群は、夏期及び冬期に清川村法輪堂の集落付近の利用が確認されているが、年間を通して経ヶ岳や華厳山の高標高域を利用している。川弟分裂群は、平成 22 年度以降ダムサイト群が利用している宮ヶ瀬湖北岸や相模原市緑区南山の利用が確認されている。

経ヶ岳群は、平成 23 年度は高標高域を利用せず、年間を通して低標高域の利用が多く、北部の厚木市用野の利用が確認されなかったため、行動域は南側へ縮小した。

鳶尾群は、行動域に大きな変化はみられていない。

煤ヶ谷群は、平成 19 年度以降は清川村法輪堂地区・谷太郎地区の利用が確認されておらず、平成 22 年度以降は伊勢原市久保屋敷や東富岡の利用が確認されており、行動域は南下している。

日向群は、徐々に行動域が南下しており、伊勢原市子易のミカン園や農地に利用が集中している。

大山群は、徐々に行動域が南下しており、平成 21 年度から国道 246 号線の南側の利用が確認され、伊勢原市善波の利用が増加した。一方で、平成 19 年度まで集中して利用していた伊勢原市子易の利用は確認されなかった。

丹沢湖群は、平成 22 年度以降は南部の山北町湯触地区の利用が多くなっていたが、平成 23 年度は、春期及び秋期に北部山間地の利用が確認された。

子易群は、伊勢原市大山、子易、秦野市名古木、蓑毛を利用し、平成 23 年度は国道 246 号線の南側の利用が確認された。

高森の集団は、聞き取りや鳥獣被害防除対策専門員の調査、被害報告などで伊勢原市高森、東富岡で確認された。

〔南秋川地域個体群〕

K 1 群は、行動域に大きな変化はみられていない。

K 2 群は、平成 17 年度に国道 20 号線を南東に越えて以来、行動域を徐々に東南に移している。平成 23 年度も行動域西部の利用が減り、行動域東南部の相模原市緑区名手や三井の利用が増えた。

K 3 群は、平成 22 年度以前と同じく山梨県上野原市奈須部、相模原市緑区小淵・澤井・栃谷を利用し、平成 22 年度まで確認されていた北部の相模原市緑区佐野川の利用が減少した。

K 4 群は、平成 22 年度以前と同じく相模原市緑区佐野川地区を利用していたが、平成 23 年度はこれまで利用していた東京都檜原村の利用が確認されなかった。

(エ) 加害レベル

加害群を対象に、保護管理計画に定める「群れの加害レベル判定基準表」に基づき、直接観察、出没場所、人に対する反応、農林作物等への被害状況の把握により判定した。

平成 23 年度は、ダムサイト群の加害レベルが低下した。他の群れについては、変化はみられていない。

表 5 加害レベル

地域 個体群名	群れ名	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23
西湘	S 群	5	5	5	4～5	4～5	4～5	4～5	4～5	4～5
	H 群	3～4	3～4	3～4	3～4	3～4	3～4	3～4	3～4	3～4
	P 1 群	4	4	4	4	4～5	4～5	4～5	4～5	4～5
	T 1 群	3～4	3～4	3～4	3～4	3～4	3～4	3～4	3～4	3～4
	T 2 群	3～4	3～4	3～4	3～4	4	4	—	—	—
丹沢	ダムサイト群	3	3	3	3～4	3～4	3～4	3～4	3～4	3
	ダムサイト分裂群							3～4	3～4	3～4
	川弟群	0～1	0～1	0～1	0～1	0～1	0～1	1	1	1
	川弟分裂群									1
	経ヶ岳群	3	3	3	3	3～4	3～4	3～4	3～4	3～4
	鳶尾群	3～4	3～4	3～4	3～4	3～4	3～4	3～4	3～4	3～4
	煤ヶ谷群	3～4	3～4	3～4	3～4	3～4	3～4	3～4	3～4	3～4
	日向群	3～4	3～4	3～4	3～4	3～4	3～4	3～4	3～4	3～4
	七沢群	—	—	1～2	1～2	—	—	—	—	—
	大山群	3～4	3～4	3～4	3～4	3～4	3～4	3～4	3～4	3～4
	子易群	—	—	—	—	—	—	2	2～3	2～3
丹沢湖群	2～3	2～3	2～3	2～3	2～3	2～3	2～3	2～3	2～3	
南秋川	K 1 群	3	3	3	3	3	3	3	3	3
	K 2 群	3	3	3	3	3	3	3	3	3
	K 3 群	3	3	3	3	3	3	3	3	3
	K 4 群	—	2～3	2～3	2～3	2～3	2～3	2～3	2～3	2～3

イ 被害状況調査結果

報告上の被害は、増減を繰り返しており一定の傾向は見られない。被害報告については、多くの農業者が十分な補償制度がないことや効果的な対策が実施されないとの理由により、

被害報告そのものが減少していると考えられるなど、必ずしも実態を反映したものでないことに留意する必要がある。なお、一部の市町村では、追い払い員等によって被害の把握が行われている地域がある。

(ア) 農作物被害

平成23年度の県内農作物被害は、被害面積15.6ha、被害額12,610千円であり、平成22年度と比較すると被害面積は14haの減少、被害額は7,713千円減少している。

表6 農作物被害 [上段：被害面積 (ha)、下段：被害額 (千円)]

地域 個体群名	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	比較 (H23-H22)
西湘	13.33 9,204	13.71 9,341	6.41 6,825	4.00 5,500	2.62 2,385	4.26 4,346	7.49 8,900	2.9 3,738	2.8 2,820	▲0.1 ▲918
丹沢	11.95 21,173	14.35 15,306	13.11 11,522	18.96 24,460	8.99 9,039	13.62 22,573	19.57 20,299	26.7 16,586	12.8 9,790	▲13.9 ▲6,796
南秋川	1.62 3,541	0.19 408	0.01 185	0.29 512	0 0	1.02 594	0 0	0 0	0 0	0 0
合計	26.90 33,918	28.25 25,055	19.53 18,532	23.25 30,472	11.61 11,425	18.9 27,513	27.09 29,198	29.6 20,323	15.6 12,610	▲14 ▲7,713

※1 ハナレザル、オスグループによる被害を含む。

※2 四捨五入により地域個体群の合計と全体の合計が突合しない場合がある。

(イ) 自家用農作物

農作物被害の他に家庭菜園等の自家用作物の被害は、丹沢地域個体群及び南秋川地域個体群ともに大きく減少している。

表7 自家用農作物の被害面積 [単位：ha]

地域個体群名	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	比較 (H23-H22)
西湘	0.34	—	—	—	—	—	—	—	—	—
丹沢	9.82	6.23	1.24	9.52	5.87	7.98	19.16	7.97	4.80	▲3.17
南秋川	5.05	4.24	2.03	6.09	3.14	5.78	1.88	2.72	1.46	▲1.26
合計	15.21	10.47	3.27	15.61	9.01	13.76	21.04	10.69	6.26	▲4.43

※ 自家用農地の被害とは、家庭菜園など出荷を目的とせず、自ら消費する作物の被害をいう。

(ウ) 生活被害・人身被害

追い払い、加害個体の捕獲等の対策を実施しているものの、サルによる騒音、人家侵入などの生活被害や人に対する威嚇行為及び噛みつく、引っ掻くなどの人身被害は依然として発生しており、県、市町村に寄せられた苦情、通報・相談件数は456件に上っている。

表8 生活被害・人身被害

〔単位：件〕

地域個体群名	区分	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23
西湘	生活被害	134	116	30	33	52	52	112	84	32
	生活上の脅威	36	81	47	89	91	112	126	157	235
	人身被害	11	3	0	3	11	8	4	1	1
	小計	181	200	77	125	154	172	242	242	268
丹沢	生活被害	52	68	33	46	34	14	158	43	41
	生活上の脅威	59	115	44	230	194	111	128	65	75
	人身被害	1	43	2	1	0	9	11	49	11
	小計	112	226	79	277	228	134	297	157	127
南秋川	生活被害	5	9	0	7	10	0	13	62	12
	生活上の脅威	0	0	0	49	16	5	37	79	49
	人身被害	0	2	0	5	1	0	0	0	0
	小計	5	11	0	61	27	5	50	141	61
合計		298	437	156	463	409	311	589	540	456

※1 生活被害：騒音、屋外物品等の損傷、人家侵入、屋内物品の略奪

※2 生活上の脅威：人体への接触を伴わず、人身被害とは言えない程度の威嚇行為や人・人家・走行中の車等に対する攻撃

※3 人身被害：人に噛みつく、引っ掻くなど

2 平成24年度事業実施計画

第3次神奈川県ニホンザル保護管理計画（以下「3次計画」という）に基づき、平成24年度のニホンザル保護管理事業実施計画（以下「実施計画」という。）を以下のとおり定める。

(1) 被害防除対策

ア 市町村の取組

(ア) 追い払い・追い上げ

サルを人の生活圏から遠ざけるため、群れの加害レベル、地域特性等に応じた効果的な追い払いを猟友会、専従追い払い員、市町村職員、住民等が実施するとともに、監視・通報体制の強化を図る。

西湘地域においては、追い上げを意識した追い払い体制の強化を図り、地域住民や関係団体との連携を推進し、住宅に近い泊まり場をなくし、山へ追い払う。

(イ) 情報提供

各地域の取り組みの成果や効果的な被害防除対策を行うための知見などを県内に広く普及するため、市町村職員・農協・住民を対象に鳥獣被害防除対策専門員などによる研修会を開催する。

(ウ) 電気柵および簡易電気柵の設置

追い払いだけでは被害防除が困難な農地や被害が集中している地域では、電気柵（愛

川町 497m)、簡易電気柵・ネットの設置を行う。

イ 県の取組

鳥獣被害防除対策専門員を継続配置することによって地域ぐるみの取組み支援を強化する。(県央2名、県西2名、湘南1名の計5名)

また、地域の取組みが円滑に実施されるよう、農業関係機関と連携した対策を進めるための支援チーム(県央、湘南、県西)を設置するとともに、情報提供及び市町村職員・農協を対象に業務遂行に必要な専門知識を習得するための研修会を開催する。

ウ 広域連携の推進

(ア) 県内市町の連携推進

複数の市、町を行動域とする群れへの対策について、関係機関による連携した実施体制の整備に努める(相模原市と山梨県上野原市、厚木市と愛川町、秦野市と伊勢原市、南足柄市・箱根町・小田原市)。

(イ) 関係都県との連携

サルが生息域は東京都、山梨県、静岡県にまたがることから、これらの都県及び隣接する市町村と生息状況、被害状況、捕獲状況及び被害防除対策の実施状況等に関する情報交換会を開催する。

◎山静神ニホンジカ・ニホンザル等情報交換会

◎湯河原町及び熱海市を行動域とするニホンザル被害対策連絡会議

神奈川県：湯河原町、県西地域県政総合センター、自然環境保全課

静岡県：熱海市、東部農林事務所、自然保護室

(2) 個体数調整

個体数調整に際しては、平成23年度のモニタリング結果や被害状況を踏まえながら検討・実施する。なお、加害個体については群れの加害レベルによらず捕獲の対象とする。捕獲個体は地域個体群の維持状況及び個体の特性等により必要に応じ学習放獣等、処分内容を検討する。また、個体数調整対象群において、早期に捕獲実績が計画数に達した場合は、速やかに個体数調整の目標を達成するため、必要に応じて3次計画「5 個体数調整の手順等」を踏まえ、年度内の計画数変更を行えるものとする。

ア 西湘地域個体群

T1群・P1群においては、3次計画より新たに設けられた生活及び人身被害軽減のための個体数調整を実施することとし、計画数はT1群14頭、P1群7頭とする。

なお、個体数及び群れ数が減少しているため、群れの維持に関わると考えられる個体については、原則として学習放獣を検討、実施する。

イ 丹沢地域個体群

分裂による被害拡大防止のための個体数調整を継続し、鳶尾群40頭・経ヶ岳群25頭・煤ヶ谷群10頭の捕獲を実施する。

ダムサイト分裂群・川弟分裂群・子易群・高森の集団については、新たな加害群及び加害集団の捕獲を実施し、「生息確認ができなくなるまで」または「加害群もしくは加害集団でなくなるまで」、捕獲を継続することとする。計画数は、平成23年度のモニタリング調

査結果から、最大でダムサイト分裂群35頭・川弟分裂群51頭・子易群20頭・高森の集団3頭とする。

なお、個体数調整の実施に当たって、鳶尾群においてオトナメスの試験的な捕獲を実施する。新たな加害群及び加害集団においては、原則としてはこわなによる捕獲を実施するとともに、効果的な捕獲方法について検討、実施する。また、分裂の恐れがあるため、群れ及び集団の維持に関わると考えられるオトナメスは原則として放獣とする。

ウ 南秋川地域個体群

K 1 群・K 2 群・K 3 群・K 4 群に対して、分裂による被害拡大防止のための個体数調整を各 10 頭、実施する。

表 9 個体数調整計画数 (頭)

地域個体群	群れ	H23年度		H24年度	目的	区分
		計画数	結果	計画数		
西湘	T 1	8	0	14	生活・人身 被害軽減	新規
	P 1	4	0	7		
丹沢	鳶尾	30	26	40	分裂防止	継続
	経ヶ岳	20	10	25		
	煤ヶ谷	10	9	10		
南秋川	K 1	20	0	10	分裂防止	継続
	K 2	20	1	10		
	K 3			10		新規
	K 4			10		
合計		129	49	136		

※新たな加害群及び加害集団

地域個体群	群れ	H24 年度計画数
丹沢	ダムサイト分裂	35
	川弟分裂	51
	子易	20
	高森の集団	3

(3) 生息環境整備

人の生活圏とサルの生息域との棲み分けができるよう生息環境の整備を行うことを基本とし、農地及び人家周辺等における誘引要因の除去、農地周辺の雑木、藪、雑草等の刈り払いを行う。

また、人馴れや地域への定着を防止するため、広報紙、看板設置等により餌をやらないよう普及啓発を図る。

(4) モニタリング

ア 生息状況調査

県は、群れの状況、群れごとの個体数、行動域を把握するため、丹沢、西湘、南秋川地域に生息する群れのうち、加害群及び加害集団 20 群 2 集団について雌雄・成幼獣別個体数

のカウント調査、行動域調査を実施する。

なお、個体数調整の対象とする群れについては、モニタリング内容を検討し、実施に伴う個体数や行動域の変化、捕獲個体情報などの把握に努める。

表 10 発信機装着計画

地域	群れ名	装着数
西湘	T 1	1
丹沢	ダムサイト分裂・川弟・川弟分裂経ヶ岳・煤ヶ谷・子易	6
南秋川	K 1・K 3	2

※ その他、未装着群及び分派集団等に2基程度を予定している。

※ 発信機の受信状態により装着対象群を変更する場合がある。

イ 被害状況の把握

市町村は、年間を通じて、農業協同組合等の協力を得て農作物被害、生活被害及び人身被害について、被害内容、被害量、被害額等を把握するとともに、効果的な被害防除対策に資するため被害地図を作成する。また、従来の被害調査に加え、被害状況把握のため鳥獣被害防除対策専門員や追い払い員等による被害情報の収集体制の整備など補完的な調査方法についても検討を行う。

(5) 群れ別・市町村別実施計画

ア 西湘地域個体群

群れ名	加害レベル	市町村名	被害防除対策	個体数管理	生息環境管理
S	4 ～ 5	小田原市	<ul style="list-style-type: none"> ・猟友会による監視・追い払いを通年実施。 ・鳥獣被害防止対策協議会による追い払いを実施。 ・追い上げ方法の検討。 	・加害個体捕獲	<ul style="list-style-type: none"> ・農業者や住民への協力を呼びかける。
		南足柄市	<p>[追い払い]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職員は、サル発見の通報があり次第迅速に対応する。 ・地域追い払い隊は出来るだけ巡回実施できるよう依頼。 ・追い払い用具の購入。 <p>[その他]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・沼田地区、岩原地区での研修会の開催。 ・防災行政無線による情報提供。 	[加害個体捕獲] ・人身被害を発生又は発生させるおそれがある場合には捕獲。	<p>[誘引物除去]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・サル対策用パンフレットを配布若しくは回覧（沼田地区、岩原地区） ・人家周辺の果樹の早期収穫等の啓発を実施 ・野猿対策自治会説明会及び講習の開催により、住民意識の向上を図る。 ・農地や住宅周辺の環境整備。
		箱根町	<p>[追い払い]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・追い払い員4名を配置。（午前・午後、平日） ・必要に応じ、職員が出動 ・S群の広域的な追い払い方法に関して、県、周辺市町等と検討し、実行する ・住民に、追い払い器具（エアガン、パチンコ等）の貸出、配 	[加害個体捕獲] ・人身被害を発生又は発生させるおそれがある場合には、わな猟免許を保持した職員により加害個体の捕獲を実施する	<p>[追い上げ]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・野猿の泊まり場の解消 <p>[誘引物除去]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自治会回覧等で、野猿への餌やり禁止の啓発、人家周辺の果樹の早期収穫の啓発等を行う

			布を行う [その他] ・野猿に関する情報の周知を、自治会回覧等で行う		
H	3 ～ 4	小田原市	[追い払い] ・小田原市鳥獣被害防止対策協議会による追い払いの実施。 ・猟友会による監視・追い払いの強化。 ・追い上げ方法の検討。 [その他] ・市ホームページでサル の位置情報を提供。	[加害個体捕獲] 引き続き加害個体の捕獲に努める。	[誘引物除去] ・農業者、住民へ協力の呼びかけ。
		真鶴町	[追い払い] ・連絡があれば追い払いを行っていく。 ・石名坂付近においてはサルがいないか確認して通行する。	[加害個体捕獲] ・被害が深刻化した場合は猟友会による捕獲も検討。	—
P 1	4 ～ 5	湯河原町	[追い払い] ・猟友会員等追い払い員の配置7人、192日巡回予定 ・職員による追払いを実施	[加害個体捕獲] ・人身被害を発生又は発生させるおそれがある場合には捕獲。 [個体数調整] ・生活及び人身被害軽減 計画数7頭	・小学校へサル注意チラシの配布 ・人家周辺の果樹の早期収穫等の啓発を実施 ・耕作放棄地の解消推進
T 1	3 ～ 4	湯河原町	[追い払い] ・猟友会員等追い払い員の配置7人、192日巡回予定。 ・職員による追払いを実施	[加害個体捕獲] ・人身被害を発生又は発生させるおそれがある場合には捕獲。 [個体数調整] ・生活及び人身被害軽減 計画数14頭	・小学校へサル注意チラシの配布 ・人家周辺の果樹の早期収穫等の啓発を実施 ・耕作放棄地解消の推進

イ 丹沢地域個体群

群れ名	加害レベル	市町村名	被害防除対策	個体数管理	生息環境管理
ダムサイト	3	愛川町	[追い払い] ・サル移動監視員1人 ・職員による追い払い ・地域住民による自主的な追い払い ・電動エアガン購入費補助金の普及啓発の実施 [柵] ・簡易電気柵設置に対する補助金の普及啓発の実施 [その他] ・被害情報の収集について広報紙に掲載	[加害個体捕獲] ・人身への被害が発生する恐れがある場合は捕獲する	[誘引物除去] ・農作物の早期収穫や取り残し農作物の除去について、広報紙等により啓発

ダム サイト	3	相模原市	<p>[追い払い]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・追払いの強化 委託日数の増 猟友会による追払い 自主防衛組織の組織化 JA 津久井郡への情報提供 →農業者等への連絡 <p>[柵]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・防護柵等の補助金交付 	—	<ul style="list-style-type: none"> ・人家周辺にある果樹等の早期収穫、撤去等の啓発 ・放棄果樹の伐採依頼
ダム サイト 分裂	3 ～ 4	相模原市	<p>[追い払い]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・追払いの強化 委託日数の増 猟友会による追払い 自主防衛組織の組織化 JA 津久井郡への情報提供 →農業者等への連絡 <p>[柵]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・防護柵等の補助金交付 	<p>[個体数調整]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新たな加害群 計画数 35 頭 早期着手 	<ul style="list-style-type: none"> ・人家周辺にある果樹等の早期収穫、撤去等の啓発 ・放棄果樹の伐採依頼
川弟	1	愛川町	<p>[追い払い]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・サル移動監視員 1 人 123 日巡回 ・職員による追い払い ・地域住民による自主的な追い払い ・電動エアガン購入費補助金の普及啓発の実施 <p>[柵]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・広域獣害防止電気柵設置、予定 352m (田代地区) ・広域獣害防止電気柵の巡回、点検、補修及び柵周辺の除草等 ・簡易電気柵設置に対する補助金の普及啓発の実施 <p>[その他]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被害情報の収集について広報紙に掲載 	—	<p>[生息環境整備]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・広域獣害防止電気柵周辺の除草等の実施 ・森林整備の実施 (半原地区、田代地区) <p>[誘引物除去]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農作物の早期収穫や取り残し農作物の除去について、広報紙等により啓発
		清川村	<ul style="list-style-type: none"> ・銃器による追い払いを継続実施 (通年) ・定期巡回の実施 (通年) ・村民に農作物を守るための自衛策を要請 ・被害対策協議会での検討 <p>[柵]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電気柵の設置助成 	・実施予定なし	<ul style="list-style-type: none"> ・民家周辺の果樹の早期収穫及び撤去、また、廃棄野菜・果実の徹底処理を継続して要請する

川弟 分裂	1	愛川町	<p>[追い払い]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・サル移動監視員1人123日巡回 ・職員による追い払い ・地域住民による自主的な追い払い ・電動エアガン購入費補助金の普及啓発の実施 <p>[柵]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・広域獣害防止電気柵設置、予定352m(田代地区) ・広域獣害防止電気柵の巡回、点検、補修及び柵周辺の除草等 ・簡易電気柵設置に対する補助金の普及啓発の実施 <p>[その他]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被害情報の収集について広報紙に掲載 	<p>[個体数調整]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新たな加害群 目標頭数 51頭 早期着手 	<p>[生息環境整備]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・広域獣害防止電気柵周辺の除草等の実施 ・森林整備の実施(半原地区、田代地区) <p>[誘引物除去]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農作物の早期収穫や取り残し農作物の除去について、広報紙等により啓発
経ヶ岳	3 ～ 4	厚木市	<p>[追い払い]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・組織的な追い払い。 ・追い払い機器(エアガン等)による追い払い。 ・銃器による群れの追い上げ。 <p>[柵]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電気柵の保守点検。 L=7,218m(上荻野地区) 	<p>[個体数調整]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・群れの分裂による被害拡大防止 計画数 25頭 	<p>[誘引物除去]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農作物の早期収穫や取り残し農作物の除去について農協機関紙等により啓発
鳶尾	3 ～ 4	厚木市	<p>[追い払い]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・組織的な追い払い。 ・追い払い機器(エアガン等)による追い払い。 ・銃器による群れの追い上げ。 	<p>[個体数調整]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・群れの分裂による被害拡大防止 計画数 40頭 (愛川町との合計) 	<p>[誘引物除去]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農作物の早期収穫や取り残し農作物の除去について農協機関紙等により啓発
		愛川町	<p>[追い払い]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・サル移動監視員1人245日巡回 ・職員による追い払い ・電波受信施設を利用した地域住民による自主的な追い払い ・電動エアガン購入費補助金の普及啓発の実施 <p>[柵]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・広域獣害防止電気柵設置、予定145m(角田地区) ・広域獣害防止電気柵の巡回、点検、補修及び柵周辺の除草等 	<p>[個体数調整]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・群れの分裂による被害拡大防止 計画数 40頭 (厚木市との合計) 	<p>[生息環境整備]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・広域獣害防止電気柵周辺の除草等の実施 ・森林整備の実施(八菅山地区) <p>[誘引物除去]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農作物の早期収穫や取り残し農作物の除去について、広報紙等により啓発

			<ul style="list-style-type: none"> ・簡易電気柵設置に対する補助金の普及啓発の実施 [その他] ・被害情報の収集について広報紙に掲載 		
煤ヶ谷	3 ～ 4	厚木市	<ul style="list-style-type: none"> [追い払い] ・組織的な追い払い。 ・追い払い機器（エアガン等）による追い払い。 ・銃器による群れの追い上げ。 [柵] ・電気柵の保守点検 L=17,055m（日向群との計、小鮎、玉川、森の里地区） 	<ul style="list-style-type: none"> [個体数調整] ・群れの分裂による被害拡大防止 計画数 10頭 （伊勢原市との合計） 	<ul style="list-style-type: none"> [誘引物除去] ・農作物の早期収穫や取り残し農作物の除去について農協機関紙等により啓発
		清川村	<ul style="list-style-type: none"> [追い払い] ・銃器による追い払いを継続実施（通年） ・定期巡回の実施（通年） ・村民に農作物を守るための自衛策を要請 ・被害対策協議会での検討 [柵] ・電気柵の設置助成 	<ul style="list-style-type: none"> ・実施予定なし 	<ul style="list-style-type: none"> [誘引物除去] ・民家周辺の果樹の早期収穫及び撤去、また、廃棄野菜・果実の徹底処理を継続して要請する
		伊勢原市	<ul style="list-style-type: none"> [追い払い] ・地区による追い払いの実施（出沒時随時実施） ・緊急雇用創出事業を活用した追い払い隊員の設置（行動域調査及び追い払い活動） ・厚木市との連携による組織的追い払いを実施 	<ul style="list-style-type: none"> [個体数調整] ・群れの分裂による被害拡大防止 計画数 10頭 （厚木市との合計） 	<ul style="list-style-type: none"> [誘引物除去] ・未収穫農作物、放任果樹の除去等の徹底 ・餌付けの目撃情報があるため、禁止看板の設置、パトロールの実施
日向	3 ～ 4	厚木市	<ul style="list-style-type: none"> [追い払い] ・電波受信機を利用した組織的追い払い。 ・追い払い機器（エアガン等）による追い払い。 ・銃器による群れの追い上げ。 [柵] ・電気柵の保守点検 L=17,055m（煤ヶ谷群との計、小鮎、玉川、森の里） 	<ul style="list-style-type: none"> [加害個体捕獲] ・人身への被害が発生する恐れがある場合は捕獲する。 	<ul style="list-style-type: none"> [誘引物除去] ・農作物の早期収穫や取り残し農作物の除去について農協機関紙等により啓発。
		伊勢原市	<ul style="list-style-type: none"> [追い払い] ・地区による追い払いの実施（高部屋）出沒時随時（追い払 	<ul style="list-style-type: none"> [加害個体捕獲] ・人身への被害が発生する恐れがあ 	<ul style="list-style-type: none"> [誘引物除去] ・未収穫農作物、放任果樹除去等の

			い隊員との連携により実施) ・ 猟友会による追い払い ・ 厚木市との連携による組織的 追い払いを実施 ・ 目視による生息実態調査 ・ 緊急雇用創出事業を活用した 追い払い隊員の設置(行動域調 査及び追い払い活動)	る場合は捕獲する	徹底 ・ ハイカーによる 食べ残し放置及び 餌付け等の禁止を 周知徹底 [集落環境調査] ・ 高部屋地区で実 施
大山	3 ～ 4	秦野市	[追い払い] ・ 追い払い員を3名配置。年 200日出動予定 ・ 猟友会75回出動予定 ・ 職員30回出動予定 (※子易群との合計) ・ 農家や市民からの情報を丹念 に収集し、被害軽減対策に反映 させる。 ・ 伊勢原市と連携した効果的な 追い払いを実施する。 ・ モンキー犬等新たな追い 払い方法の導入を検討する。 [その他] ・ 市ホームページ等でサルの上 置情報を提供する。 ・ 広報等を利用したサル対策を 周知する。 ・ 食害を防止するためのネット 等の自衛策を農家および市民 農園利用者に啓蒙していく。	[個体数調整] ・ 必要に応じて実 施。	[誘引物除去] ・ 市ホームページ、 JAホームページ 等を活用した、生 ゴミの持ち帰り、 餌付け禁止の啓発 活動をする。 ・ 人家周辺の果樹 の早期収穫等の啓 発活動をする。 ・ 野菜残渣の埋設 を励行する。 ・ 放任果樹の適正 管理を指導する。 [集落環境調査] ・ モニタリング調 査とともに周辺の 耕作放棄地・残渣 の放置・放任果樹 等についての情報 収集を行う。
		伊勢原市	[追い払い] ・ 地区による追い払いの実施 (追い払い隊員との連携によ り実施)(大山、比々多) 出沒 時随時 ・ 猟友会による追い払い ・ 目視による生息実態調査の実 施 ・ 追い払い研修会の実施 ・ 秦野市と連携した組織的追 い払いを実施 ・ 鳥獣被害総合対策交付金を活 用した農地を囲う侵入防止 柵の設置	[加害個体捕獲] ・ 人身への被害が 発生する恐れがあ る場合は捕獲す る。	[誘引物除去] ・ 未収穫農作物、 放任果樹の除去等 の徹底 ・ ハイカーによる 食べ残し放置及び 餌付け等の禁止を 周知徹底 [集落環境調査] ・ 比々多地区、大 山地区で実施

			・緊急雇用創出事業を活用した 追い払い隊員の設置(行動域調 査及び追い払い活動)		
丹沢湖	2 ～ 3	山北町	・情報収集体制の強化。 ・農地管理者による監視。 ・地域学習会を開き、被害対 策や意識の啓発を行う。 ・町広報等で被害届の提出 を促進する。 ・追い払い用具の購入。	[加害個体捕獲] ・人身被害の危険 性が高まれば、加 害個体を捕獲。	・農地管理者の監 視強化。 ・誘引要因の除去 等と啓発の強化。 ・餌付け等が見ら れる場合には看板 等警告表示を実施
子易群	2 ～ 3	秦野市	[追い払い] ・追い払い員を3名配置。年 200日出動予定 ・猟友会75回出動予定 ・職員30回出動予定 (※大山群との合計) ・農家や市民からの情報を丹念 に収集し、被害軽減対策に反映 させる。 ・伊勢原市と連携した効果的な 追い払いを実施する。 ・モンキー犬等新たな追い 払い方法の導入を検討する。 ・猟友会と連携した追い払いを 実施する。 [その他] ・市ホームページ等でサルの上 位置情報を提供する。 ・広報等を利用したサル対策を 周知する。	[個体数調整] 新たな加害群 計画数20頭 (伊勢原市との合 計)	[誘引物除去] ・市ホームページ、 J Aホームページ 等を活用した、生 ゴミの持ち帰り、 餌付け禁止の啓発 活動をする。 ・人家周辺の果樹 の早期収穫等の啓 発活動をする。 ・野菜残渣の埋設 を励行する。 ・放任果樹の適正 管理の指導をす る。 ・荒廃農地の解消、 林地の除間伐を励 行する。
		伊勢原市	[追い払い] ・緊急雇用創出事業を活用した 追い払い員を3名配置し、年 200日出動予定 ・地区による組織的な追い払い の実施。(大山・比々多) 出沒 時随時(追い払い隊員との連携 により実施) ・猟友会による追い払い ・目視による生息実態調査の実 施 ・追い払い研修会の実施	[個体数調整] 新たな加害群 計画数20頭 (秦野市との合計)	[環境整備] ・緊急雇用創出事 業を活用した捕獲 檻周囲の環境整備 活動を実施 [誘引物除去] ・未収穫農作物、 放任果樹の除去等 の徹底 ・野菜、果樹等残 渣の埋設励行 ・ハイカーによる

			・秦野市と連携した組織的追い払いを実施 [柵] ・鳥獣被害総合対策交付金を活用した農地を囲う侵入防止柵の設置		食べ残し放置及び餌付け等の禁止を周知徹底 [集落環境調査] ・比々多地区、大山地区で実施
高森の集団	未判定	伊勢原市	[追い払い] ・地区有害鳥獣対策協議会による追い払いの実施(出没時随時実施) ・緊急雇用創出事業を活用した追い払い隊員の設置(行動域調査及び追い払い活動) ・厚木市との連携による組織的追い払いを実施	[個体数調整] 新たな加害集団 計画数3頭 ・目視による生息調査 ・他の群れ(煤ヶ谷群)の行動域の監視、情報収集	[誘引物除去] ・未収穫農作物、放任果樹の除去等の徹底 ・餌付けの目撃情報があるため、禁止看板の設置、パトロールの実施
		厚木市	[追い払い] ・追い払い機器(エアガン等)による追い払い。	[加害個体捕獲] ・人身被害を発生又は発生させるおそれがある場合に加害個体を捕獲。	[誘引物除去] ・農作物の早期収穫や取り残し農作物の除去について農協機関紙等により啓発。

ウ 南秋川地域個体群

群れ名	加害レベル	市町村名	被害防除対策	個体数管理	生息環境管理
K1	3	相模原市	[追い払い] ・追い払いの強化 パトロール実施日の増 猟友会による追い払い [柵] ・防護柵等の補助金交付	[個体数調整] ・群れの分裂による被害拡大防止 計画数 各10頭	[誘引物除去] ・人家周辺にある果樹等の早期収穫、撤去等の啓発 ・放棄果樹の伐採依頼
K2	3				
K3	3				
K4	2 ～3				

エ その他

対象	地域	被害防除対策	個体数管理	生息環境管理
ハナレザルオスグループ	保護管理区域全域	・追い払いの実施。 ・住民、農業者への注意喚起。	農林業被害・生活被害を繰り返す起こし、追い払い等の被害防除を実施しても被害を防止できない場合は、加害個体捕獲。	—

資 料

- 1 平成 23 年度 事業実施結果
 - (1) 群れ別実施状況
 - (2) 市町村別追い払い実施結果
 - (3) 年度別捕獲数
 - (4) 個体数調整による捕獲個体等の内訳

- 2 平成 23 年度 被害状況
 - (1) 農作物被害の市町村別内訳
 - (2) 自家用農地の被害面積
 - (3) 生活・人身被害の市町村別内訳

1 平成 23 年度 事業実施結果

(1) 群れ別実施状況

地域 個体群名	群れ名	加害レベル	被害防除対策	個体数調整	生息環境整備
西 湘	S	4 ～ 5	<p>《主な実績》 〔小田原市〕 ・小田原市鳥獣被害防止対策協議会 追い払い、年間延べ 22 人、2363 時間の巡回 ・猟友会による監視・追い払い 365 日(各日 2 名)体制〔柵〕 ・電気柵約 1,300m(H 群との計 早川地区)</p> <p>〔南足柄市〕 〔追い払い〕 ・市、野猿対策協議会による追払い。 ・鳥獣被害防除対策専門員を含め、追払い追上げ検討会を実施。 〔箱根町〕 〔追い払い〕 ・追い払い員延べ累計 13 人、延べ 923 日巡回 ・職員 13 回出勤 ・県、小田原市、南足柄市、JA 等とともに S 群の追払い追上げ現地検討会を実施 ・住民に、追い払い器具(エアガン、パチンコ等)の貸出、配布を行った 〔その他〕 ・自治会回覧で、野猿に関する情報の周知を行った</p> <hr/> <p>《成果》 〔小田原市〕 ・猟友会による監視・追い払いの実施により、生活被害・農業被害ともに実施前と比較して減少した。</p> <p>〔南足柄市〕 ・鳥獣被害防除対策専門員を含めた現地検討会の実施により、被害が軽減された。 〔箱根町〕 ・平成 21 年度から継続して行っている野猿パトロールにより、住民からの生活被害通報が年々減少している</p> <p>《問題点》 〔小田原市〕 ・市町の連携、追い上げポイントの検討など、広域的な対策が必要。 ・廃屋や大きな敷地の家屋はサルの住処になる。 〔南足柄市〕 ・平日の追い払いの人手不足。 ・沼田地区の追払い隊が人手不足で、効果的な巡回や追払いが難しい。 〔箱根町〕 ・野猿追い払い隊休暇時の対応 ・緊急雇用のため短期間の雇い入れとなり、追い払い技術の向上が難しい</p>	<p>《主な実績》 〔箱根町〕 ・町職員 1 名がわな猟免許取得。</p> <hr/> <p>《問題点》 〔小田原市〕 ・加害個体を特定し捕獲する。</p>	<p>《主な実績》 〔小田原市〕 ・鳥獣被害防止対策協議会や農協の営委員会および広報誌で農地管理の徹底や収穫物を取り残さないよう啓発。 〔南足柄市〕 〔誘引物除去〕 ・野猿対策自治会説明会の開催(沼田自治会、岩原自治会) ・市、追払い隊を中心に、エアガン試し打ちやロケット花火の打ち上げ講習会の実施 ・人家周辺の果樹等の早期収穫等の啓発活動〔箱根町〕 ・広報、ホームページ等で生息環境の管理や被害防止のための啓発を実施。</p> <hr/> <p>《成果》 〔小田原市〕 ・農地管理の徹底化の意識向上が図られた。</p> <p>《問題点》 〔小田原市〕 ・管理が十分でない農地、住宅地があり、誘引要因の除去が完全でないため対策が必要。</p> <p>〔南足柄市〕 ・自治会説明会や、エアガンやロケット花火講習会の開催により、サルの行動等の意識を住民に高めることができた 〔箱根町〕 ・湯本山崎地区、前田地区の果樹園が野猿の餌場となっている</p>

H	3 ～ 4	<p>《主な実績》 〔小田原市〕 [追い払い] ・小田原市鳥獣被害防止対策協議会 追い払い、年間延べ25人、2363時間の巡回 ・猟友会による監視・追い払い365日(各日2名)体制</p> <p>[柵] ・電気柵約1,300m(S群との計 早川地区) 〔真鶴町〕 ・猟友会による追い払い(ゴム弾・花火弾61回) ・町職員による追い払い(6回) ・JAから農業者にネットの貸し出し。 ・スクールバス運転手による出没確認。</p> <p>-----</p> <p>《成果》 〔小田原市〕 ・生活被害や農作物被害の発生は、猟友会による監視・追い払いを実施する前に比べ減少。</p> <p>《問題点》 〔小田原市〕 ・県・各市町の連携、広域的な対策が必要。 ・廃屋や大きな敷地の家屋はサルの住処になる。 〔真鶴町〕 ・昨年に比べて追い払いの回数は変化が無いが、広範囲での目撃情報があり、特に民家周辺及び通学路に対する対策が重要である。 ・ミカン被害対策の検討、被害拡大防止</p>	<p>《主な実績》 〔小田原市〕 [加害個体捕獲] ・ハナレザル1頭(オス・4歳程度)銃器により捕獲した。</p> <p>-----</p> <p>《問題点》 〔小田原市〕 ・ハナレザルによる農作物被害が発生。</p>	<p>《主な実績》 〔小田原市〕 ・鳥獣被害防止対策協議会や農協の運営委員会および広報誌で農地管理の徹底や収穫物を取り残さないよう啓発。</p> <p>-----</p> <p>《成果》 〔小田原市〕 ・「猿落くん」の活用等によって、農業被害対策に一定の効果が現れた。 ・農地の管理徹底への意識の向上が図られた</p> <p>《問題点》 〔小田原市〕 ・管理が十分でない農地、耕作放棄地の増加など対策が必要。</p>
	P 1	4 ～ 5	<p>《主な実績》 〔湯河原町〕 ・猟友会員等追い払い員 293人 191.5日巡回 ・職員 30回出動</p> <p>-----</p> <p>[成果] 〔湯河原町〕 ・追い払いの実施により、農地及び人家への出没数が減少した。 ・鳥獣被害防除対策専門員の助言により、効果的な追い払いが行えた。</p> <p>[問題点] ・平日の追い払いの人手不足 ・猟友会員の高齢化</p>	<p>《主な実績》 〔湯河原町〕 ・負傷したサルを保護(衰弱死)</p> <p>-----</p> <p>《問題点》 〔湯河原町〕 ・依然として市街地への出没が確認されており、人身被害のおそれ大きい ・人家侵入、商店の物品を盗む等の被害が出ている。</p>
T 1	3 ～ 4	<p>《主な実績》 〔湯河原町〕 ・猟友会員等追い払い員 293人 191.5日巡回 ・職員 30回出動</p> <p>-----</p> <p>[成果] 〔湯河原町〕 ・追い払いの実施により、農地及び人家への出没数が減少した。 ・鳥獣被害防除対策専門員の助言により、効果的な追い払いが行えた。 《問題点》 〔湯河原町〕 ・平日の追い払いの人手不足 ・猟友会員の高齢化</p>	<p>《主な実績》 〔湯河原町〕 ・人身被害防止のための個体数調整実施</p> <p>-----</p> <p>《問題点》 〔湯河原町〕 ・依然として市街地への出没が確認されており、人身被害のおそれ大きい ・人家侵入、商店の物品を盗む等の被害が出ている。</p>	<p>《主な実績》 〔湯河原町〕 ・人家周辺の果樹の早期収穫等の啓発活動 ・野菜残さ埋設励行</p> <p>-----</p> <p>[成果] 〔湯河原町〕 ・地域ぐるみのサル対策が推進された。 《問題点》 〔湯河原町〕 ・放棄果樹がサルの餌になっている。</p>

丹 沢	ダム サイ ト	3	<p>《主な実績》 〔愛川町〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域住民による自主的な追い払い ・被害情報の収集について広報紙に掲載 <p>〔相模原市〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・業者に業務委託し監視、必要の都度追払い実施 委託日数 308日 委託期間 4月～翌年3月 ・猟友会による追払い321回 延べ455人 ・職員による追払い ・生息箇所の情報を JA 津久井郡の職員から農業等に周知し、自主防衛意識の啓発を行った ・防護柵等の補助金交付 <p>-----</p> <p>《成果》 〔相模原市〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・継続的な追い払いの実施により、農耕地への定着防止。 <p>《問題点》 〔愛川町〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被害報告がないことが多く被害実態の把握が困難 ・神奈川県立あいかわ公園内にも出没しているため人慣れが進むことが心配される。 <p>〔相模原市〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・行動域が愛川町におよぶため、統一的な追い払いの実施が必要 	—	<p>《主な実績》 〔相模原市〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被害現場において、放棄、取残し農作物等誘引物の除去及び早期収穫の啓発
	ダム サイ ト 分 裂	3 ～ 4	<p>《主な実績》 〔相模原市〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・業者に業務委託し監視、必要の都度追払いを実施 委託日数 308日 委託期間 4月～翌年3月 ・自主防衛組織による追払いを実施 ・猟友会による追払い 321回 延べ455人 ・職員による追払い ・生息箇所の情報を JA 津久井郡の職員から農業等に周知し、自主防衛意識の啓発を行った ・防護柵等の補助金交付 <p>[成果] 〔相模原市〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・継続的な追払い実施により、農耕地への定着防止 ・自主防衛組織の組織化（新戸、鮑子地区） 4組織 → 6組織 <p>[問題点] 〔相模原市〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・行動域の拡大（牧野牧馬地区） 	<p>《主な実績》 〔相模原市〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個体数調整(分裂防止)を実施 H23.7～8 H23.12～H24.2 目標頭数 7頭 捕獲頭数 0頭 放獣 0頭 ・業者による捕獲 H24.2.9～2.29 <p>[問題点] 〔相模原市〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・行動域の変化し、捕獲できなかった。 	<p>《主な実績》 〔相模原市〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被害現場において、放棄、取残し農作物等誘引物の除去及び早期収穫の啓発 <p>[成果] 〔相模原市〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・防護柵の設置による被害軽減 <p>[問題点] 〔相模原市〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・放棄、取残し農作物等誘引物の除去が不十分
	川 弟 ・ 分 裂 群 含 む	1	<p>《主な実績》 〔愛川町〕</p> <p>〔追い払い〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・サル移動監視員を配備し、サルが農地や人家周辺に出没した場合は追い払いを実施 ・サル移動監視員 1人122日巡回 ・職員1回出動 <p>〔柵〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域住民による自主的な追い払い ・広域獣害防止電気柵設置298m（田代地区） ・広域獣害防止電気柵の巡回、点検、補修及び柵周辺の除草等 ・簡易電気柵設置補助金の交付5箇所(半原地区) <p>〔その他〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被害情報の収集について広報紙に掲載 <p>〔清川村〕</p>	<p>《主な実績》 〔愛川町〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・分裂による被害拡大防止のための個体数調整 川弟分裂群 捕獲頭数3頭 	<p>《主な実績》 〔愛川町〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・広域獣害防止電気柵周辺の除草等の実施（半原1,111m） 森林整備の実施（半原、田代） <p>《問題点》 〔愛川町〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農地や人家周辺の果実、野菜が誘引要因になっている。 ・墓地の供え物なども誘引要因になっている。

		<ul style="list-style-type: none"> ・銃器による野猿追い払いの実施（通年） 		<ul style="list-style-type: none"> ・荒廃した山林はサルの隠れ場所となるため森林整備が必要である。 ・耕作放棄地が山林化しサルの隠れ場所となっているため耕作放棄地対策も必要である。
		<p>《成果》</p> <p>[愛川町]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・監視員を配置し地域住民と協力した追い払いにより農作物被害が軽減。 <p>《問題点》</p> <p>[愛川町]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・半原地区の細野集落にたびたび出没している30頭程度の集団は発信機が未装着のため位置確認ができない。 ・出没場所周辺は人家が少ないため、地域一体となった追い払いができない状況である。 ・被害報告がないことが多く被害実態の把握が困難 		
経ヶ岳	3	《主な実績》	《主な実績》	《主な実績》
	4	<p>[厚木市]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電波受信機を利用した組織的追い払い。（花火、エアガン等使用）。 ・電気柵の保守点検。L=7,218m（上荻野地区） 	<p>[厚木市]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・分裂による被害拡大防止のための個体数調整を実施。捕獲数10頭。 	<p>[厚木市]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農作物の早期収穫や取り残しの除去を農協広報紙等で啓発
		<p>《問題点》</p> <p>[厚木市]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・追い払ってもすぐ戻ってくる。 ・出没地域が広域なため効果的な対応が難しい ・人への威嚇行動が見られる。 	<p>《問題点》</p> <p>[厚木市]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人身被害発生の恐れがある。 	<p>《問題点》</p> <p>[厚木市]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・林縁部の畑や庭の果実、野菜が誘引要因となっている。
鳶尾	3	《主な実績》	《主な実績》	《主な実績》
	4	<p>[厚木市]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電波受信機を利用した組織的追い払い。 ・花火、追い払い機器（エアガン等）による追い払いを実施。 <p>[愛川町]</p> <p>[追い払い]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・サル移動監視員を配備し、サルが農地や人家周辺に出没した場合は追い払いを実施 ・サル移動監視員1人244日巡回 ・職員13回出動 ・地域住民による自主的な追い払い <p>[柵]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・広域獣害防止電気柵設置102m（角田地区） ・広域獣害防止電気柵の巡回、点検、補修及び柵周辺の除草等 ・簡易電気柵設置補助金交付1箇所（八菅山地区） <p>[その他]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被害情報の収集について広報紙に掲載 	<p>[厚木市]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・分裂による被害拡大防止のための個体数調整を実施。捕獲数26頭。 <p>[愛川町]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・分裂による被害拡大防止のための個体数調整を実施。捕獲数0頭。 	<p>[厚木市]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農作物の早期収穫や取り残しの除去を農協機関紙等により啓発。 <p>[愛川町]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・広域獣害防止電気柵周辺の除草等の実施（角田1,602m、中津500m、八菅山830m、棚澤498m） ・森林整備の実施（角田地区、中津地区、八菅山地区）
		<p>《成果》</p> <p>[厚木市]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電波受信機により、群れの位置を予測しながら追い払いをし、被害を減少させることができた。 <p>[愛川町]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電波受信機、電波受信施設により群れの位置を予測しながら追い払いを実施した結果、被害を軽減することができた。 <p>《問題点》</p> <p>[厚木市]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・出没地域が広域なため効果的な対応が難しい。 ・飛びかかるような威嚇行動が見られる。 <p>[愛川町]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域一体となった追い払いを実施するべきだが、昼間は集落の人口が激減するため人員の確保が困難。 ・広域獣害防止電気柵の未設置箇所や開放部対策が必要ではあるが、地形や地権者の理解、その他様々 	<p>《問題点》</p> <p>[厚木市]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・行動域を住宅地付近まで拡大しており、人身被害が発生する恐れがある <p>[愛川町]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・捕獲罠を複数箇所に設置しないと捕獲効率が上がらない。 ・威嚇行為が見られる 	<p>《問題点》</p> <p>[厚木市]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・林縁部の畑や庭の果実、野菜、供え物が誘引要因となっている。 <p>[愛川町]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農地や人家周辺の果実、野菜が誘引要因になっている。 ・墓地の供え物なども誘引要因になっている。 ・荒廃した山林はサルの隠れ場所となるため森林整備が必要である。

		な問題があり対策が困難。 ・被害報告がないことが多く被害実態の把握が困難		
煤 ヶ 谷	3	《主な実績》 〔厚木市〕	《主な実績》 〔厚木市〕 ・分裂による被害拡大防止のための個 体数調整を実施。 捕獲数9頭。	《主な実績》 〔厚木市〕 ・農作物の早期収穫 や取り残しの除去を 農協広報紙等で啓発
	4	・電波受信機を利用した追い払い。 (花火、エアガン等使用) ・広域獣害防護柵の設置7,525m施工(日向群との 計、小鮎、玉川地区) ・電気柵の保守点検L=9,530m(小鮎、玉川 森の里地区) 〔清川村〕 ・銃器による追い払いを通年実施。		
		《成果》 〔清川村〕 ・出勤記録により出沒予察による巡回(出勤)の 実施が可能となった。 (問題点) 〔厚木市〕 ・追い払ってもすぐ戻ってくる。 ・威嚇行動が見られる。 ・出沒地域が広域なため効果的な対応が難しい。 〔清川村〕 ・住民等からの通報が停滞化している。 ・出沒通報と追い払いに時間差が生じる。	(問題点) 〔厚木市〕 ・行動域を住宅地付 近まで拡大してお り、人身被害が発生 する恐れがある 〔清川村〕 ・民家付近出沒し、 人身被害の恐れが ある。	《問題点》 〔厚木市〕 ・林縁部の畑や庭の 果実、野菜が誘引要 因となっている。 〔清川村〕 ・冬季の餌不足によ る生活圏への侵入。 ・学習による生活圏 侵入の習慣化。
日 向	3	《主な実績》 〔厚木市〕	—	《主な実績》 〔厚木市〕 ・農作物の早期収穫 や取り残しの除去を 農協広報紙等で啓発 した。 〔伊勢原市〕 ・果樹や野菜の未収 穫農産物の早期処分 などの周知
	4	・電波受信機を利用した組織的追い払いを実施 (花火、エアガン等使用) ・獣害防護柵(電気柵)の設置7,525m施工(煤ヶ谷 群との計、小鮎、玉川地区) 〔伊勢原市〕 〔追い払い〕 ・地区有害鳥獣対策協議会による追い払いの実施 (高部屋) 延べ27人・3回実施 ・各農家による追い払い ・生息状況調査の実施		
		《問題点》 〔厚木市〕 ・追い払ってもすぐ戻ってくる。 ・威嚇行動が見られる。 ・出沒地域が広域なため効果的な対応が難しい。 〔伊勢原市〕 ・バクチク、花火の追い払い効果の低減、追い払 い数日後には戻ってくる状況。 ・火薬類使用による山火事の心配。 ・追い払い従事者の高齢化による人手不足。	《問題点》 〔厚木市〕 ・行動域を住宅地付 近まで拡大してお り、人身被害が発生 する恐れがある 〔伊勢原市〕 ・人身被害が心配さ れる。 ・周辺地域でのハナ レザルの目撃。	《成果》 〔伊勢原市〕 ・果樹、野菜等の未 収穫農産物の処分 意識が根付いてき た。 《問題点》 〔厚木市〕 ・林縁部の畑や庭の 果実、野菜が誘引要 因となっている。 〔伊勢原市〕 ・生息域の拡大。 ・果樹、野菜等の適 期収穫との調整(誘 引要因に繋がって いる)。 ・耕種農家の高齢化 による収穫労力の限 界。 ・林縁部に観光地が あり、ハイカーの餌 付けが心配される。

大山	3 ～ 4	<p>《主な実績》 〔秦野市〕 [追い払い] ・追払員2名 206日出動 ・職員3名 56回出動 ・猟友会75日出動（※子易群との合計） ・組織的追い払い1回出動 ・地域住民による追い払い 〔伊勢原市〕 [追い払い]（子易群との合計） ・地区有害鳥獣対策協議会による追い払いの実施 （大山）延べ74人・4回実施 （比々多）延べ98人・1回実施 ・各農家による追い払い ・生息状況調査の実施 ・追い払い研修会の実施 ・秦野市と連携した組織的追い払いを実施 ・鳥獣被害総合対策交付金を活用した農地を囲う侵入防止柵の設置（子易地区約600m、三ノ宮地区約500m、善波地区約500m）</p> <hr/> <p>《成果》 〔秦野市〕 ・テレメトリー受信機を活用した追い払い（緊急雇用創出事業）により、行動範囲を正確に把握することができた。 ・鳥獣被害防除対策専門員の助言により、効果的な追い払いが行えた。 〔伊勢原市〕 ・追い払い研修会により取り組み姿勢が変化し、積極的に追い払いを実施。</p> <p>《問題点》 〔秦野市〕 ・農家の兼業化が進むと共に市民農園的な利用も多く、地域における被害対策が進んでいない。 〔伊勢原市〕 ・バクチク、花火の追い払い効果の低減、追い払い数日後には戻ってくる状況。 ・火薬類使用による山火事の心配。 ・追い払い従事者の高齢化による人手不足。</p>	—	<p>《主な実績》 〔秦野市〕 ・人家周辺の果樹の早期収穫等の啓発活動 ・野菜残渣の埋設励行 ・放任果樹園の管理指導 ・ハイキングコースでのエサやり禁止看板設置 〔伊勢原市〕 ・果樹や野菜の未収穫農産物の早期処分などの周知</p> <hr/> <p>《成果》 〔伊勢原市〕 ・果樹、野菜等の未収穫農産物の処分意識が根付いてきた。</p> <p>《問題点》 〔秦野市〕 ・市民農園利用者へのサル対策、野菜残渣の埋設励行、放任果樹園の適正な管理が進んでいない。 ・竹林・林地・農地が混在化しており、環境整備が進めにくい。 〔伊勢原市〕 ・果樹、野菜等の適期収穫との調整。 ・耕種農家の高齢化による収穫労力の限界 ・林縁部に観光地があり、ハイカーの餌付けが心配される。</p>
	子易群	2	<p>《主な実績》 〔秦野市〕 ・追払員2名 206日出動 ・職員3名 56回出動 ・猟友会75日出動（※大山群との合計） ・市ホームページによるモニタリング情報の提供 ・地域住民による追い払い 〔伊勢原市〕 [追い払い]（大山群との合計） ・地区有害鳥獣対策協議会による追い払いの実施 （大山）延べ74人・4回実施 （比々多）延べ98人・1回実施 ・各農家による追い払い ・生息状況調査の実施 追い払い研修会の実施 ・秦野市と連携した追い払いを実施</p>	—

		<ul style="list-style-type: none"> 鳥獣被害総合対策交付金を活用した防護柵の設置（子易地区約600m、三ノ宮地区約500m、善波地区約500m） 			
		<p>《成果》 〔秦野市〕</p> <ul style="list-style-type: none"> テレメトリー受信機を活用した追い払い（緊急雇用創出事業）により、行動範囲を正確に把握することができた。 農地への出没が減少した。 鳥獣被害防除対策専門員の助言により、効果的な追い払いが行えた。 <p>〔伊勢原市〕</p> <ul style="list-style-type: none"> 追い払い研修会により追い払いに取り組む姿勢が変化し積極的に追い払い活動を実施した。 <p>《問題点》 〔秦野市〕</p> <ul style="list-style-type: none"> 人的な追い払いに限界があり、定着防止に至っていない。 夏季の農地に強く依存している。 地域住民による自衛的追い払い体制を整える必要がある。 効果的な対策を講じるため、接近警報システム等（またはモニタリング情報の提供方法）を検討する必要がある。 <p>〔伊勢原市〕</p> <ul style="list-style-type: none"> バクチク、花火の追い払い効果の低減（追い払いの数日後には戻ってくる状況） 火薬類使用による山火事の心配 追い払い従事者の高齢化による人手不足 	<p>《問題点》 〔伊勢原市〕</p> <ul style="list-style-type: none"> 子易群の頭数増加による人身被害が心配される 	<p>《成果》 〔伊勢原市〕</p> <ul style="list-style-type: none"> 果樹や野菜の未収穫農産物の早期処分などの取組意識が根付いてきた。 <p>《問題点》 〔秦野市〕</p> <ul style="list-style-type: none"> 総体的に荒廃農地の解消、林地の整備が進まず、サル集団の移動、隠れ易い環境にある。 放任果樹園の適正管理が進んでいない 生息地となる山林の整備が進んでおらず追い上げに至っていない。 <p>〔伊勢原市〕</p> <ul style="list-style-type: none"> 生息域の拡大 果樹、野菜等の適期収穫との調整。 林縁部に観光地があり、ハイカーの食べ残しなどが餌になっている。また、ハイカー等による餌付けの心配。 耕種農家の高齢化による収穫労力の限界 	
	高森の集団	<p>《主な実績》 〔厚木市〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ロケット花火、追い払い機器（エアガン等）による追い払いを実施。 	—	<p>《主な実績》 〔厚木市〕</p> <ul style="list-style-type: none"> 農作物の早期収穫や取り残しの除去を農協広報紙等で啓発した。 	
	丹沢湖	<p>2 ～ 3</p> <p>《主な実績》 〔山北町〕</p> <ul style="list-style-type: none"> 一部に防護ネット（ドーム型もある）の設置が見られる 特定の者による追い払いに限られ、地域の意識の一体性が見られない。 <p>《問題点》</p> <ul style="list-style-type: none"> サルの人馴れ・人を無視とともに、住民の防除意識が希薄となり、被害届等実態情報が得られにくい。 高齢化による追い払い等の担い手の不足。 	—	<p>《問題点》</p> <ul style="list-style-type: none"> 誘引物撤去等の農地管理が不十分。 	
南 秋 川	K 1	3	<p>《主な実績》 〔相模原市緑区佐野川〕</p> <ul style="list-style-type: none"> パトロール員の配置。（164日、4月～3月） 猟友会による追い払い。 山梨県上野原市との連携。 <p>《成果》</p> <ul style="list-style-type: none"> 猟友会による追い払いの結果、迅速な対応が出来た 山梨県上野原市との連携による情報の共有化。 <p>《問題点》</p>	<p>《主な実績》 〔相模原市〕</p> <ul style="list-style-type: none"> 個体数調整(分裂防止)を実施 <p>H23.7～H24.3 目標頭数 20頭 捕獲頭数 0頭 放獣 0頭</p> <p>《問題点》</p> <ul style="list-style-type: none"> 行動範囲が隣県に及ぶため、捕獲可能期間が限定される。 	<p>《主な実績》 〔相模原市〕</p> <ul style="list-style-type: none"> 被害現場において、放棄、取残し農作物等誘引物の除去及び早期収穫の啓発 <p>《成果》</p> <ul style="list-style-type: none"> 通年の追い払い実施により山梨県域での滞在期間が長くなり、被害が軽減された

		<ul style="list-style-type: none"> ・パトロール未実施日があり継続的な対応ができない。 		<p>《問題点》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・放棄、取り残し農作物など誘引物の除去が不十分。 ・住民の諦めによる被害報告の減少
K 2	3	<p>《主な実績》</p> <p>[相模原市]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・業者に業務委託し監視、必要の都度追払い実施 委託日数 272日 委託期間 4月～翌年3月 ・自主防衛組織による追払いを実施 ・職員による追払いを実施 ・防護柵等の補助金交付 	<p>《主な実績》</p> <p>[相模原市]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個体数調整(分裂防止)を実施 <p>H23.7～H24.3</p> <p>目標頭数 20頭 捕獲頭数 1頭 放獣 0頭</p>	<p>《主な実績》</p> <p>[相模原市]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被害現場において、放棄、取残し農作物等誘引物の除去及び早期収穫の啓発
		<p>《成果》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・追払い員との情報の共有 ・自主防衛組織との連携 新しい組織(与瀬中野地区、三井名手地区) 4組織 → 6組織 <p>《問題点》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・頭数の増加と行動域の変化。 ・行動域の拡大(緑区中沢への進行)。 	<p>《問題点》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・行動域の拡大に伴い捕獲効率の低下。 	<p>《成果》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・防護柵の設置による被害軽減。 <p>《問題点》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・放棄、取り残し農作物など誘引物の除去が不十分。
K 3	3	<p>《主な実績》</p> <p>[相模原市]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・有害鳥獣パトロール藤野(猟友会で組織)に業務委託し監視、必要の都度追払いを実施した。 委託日数 164日 委託期間 4月～翌年3月 ・猟友会による追払いを実施 ・防護柵等の補助金交付 	<p>《主な実績》</p> <p>[相模原市]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・加害個体捕 <p>H23.7～H24.3</p> <p>許可頭数 5頭 捕獲頭数 1頭 放獣 1頭</p>	<p>《主な実績》</p> <p>[相模原市]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被害現場において、放棄、取残し農作物等誘引物の除去及び早期収穫の啓発
		<p>《成果》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・猟友会による追払いの結果、迅速な対応ができた <p>《問題点》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・パトロール未実施日があり継続的な対応ができない。 	<p>《問題点》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・加害個体の識別が難しい。 	<p>《成果》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・防護柵の設置による被害軽減。 <p>《問題点》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・放棄、取り残し農作物など誘引物の除去が不十分。 ・住民の諦めによる被害報告の減少
K 4	3	<p>《主な実績》</p> <p>[相模原市]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・有害鳥獣パトロール藤野(猟友会で組織)に業務委託し監視、必要の都度追払いを実施した。 委託日数 164日 委託期間 4月～翌年3月 ・防護柵等の補助金交付 	<p>《主な実績》</p> <p>[相模原市]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・加害個体捕獲実施 <p>H23.7～H24.3</p> <p>許可頭数 5頭 捕獲頭数 1頭</p>	<p>《主な実績》</p> <p>[相模原市]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被害現場において、放棄、取残し農作物等誘引物の除去及び早期収穫の啓発
		<p>《成果》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・猟友会による追払いの結果、迅速な対応ができた <p>《問題点》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・パトロール未実施日があり継続的な対応ができない。 	<p>《問題点》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・加害個体の識別が難しい。 	<p>《成果》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・防護柵の設置による被害軽減。 <p>《問題点》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・放棄、取り残し農作物など誘引物の除去が不十分。 ・住民の諦めによる被害報告の減少

(2) 市町村別追い払い実施結果

(単位：日回)

地域 個体 群名	市町村名	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23
西湘	小田原市 ※2	1,251	1,457	2,146	365 (2149.5h)	365 (2133.5h)	365 (2826h)	365 (2685h)	365 (2363h)
	箱根町	3	5	50	100	47	561	510	923
	真鶴町	85	67	80	88	119	88	114	29
	湯河原町	124	113	110	79	193	216	366	263
	南足柄市	3	0	8	0	20	0	0	0
	計	1,466	1,642	2,394	632 (2149.5h)	744 (2133.5h)	1,230 (2826h)	1,355 (2685h)	1,631 (2363h)
丹沢	秦野市	18	49	40	40	134	160	154	350
	厚木市	105	97	97	305	311	964	1,605	918
	伊勢原市	6	9	9	204	210	210	348	199
	松田町	-	-	-	-	-	-	-	-
	山北町	-	-	-	-	-	-	-	-
	愛川町	0	130	130	157	210	282	247	189
	清川村	34	60	60	63	54	91	89	73
	旧相模原市 津久井町	231	228	194	198	309	413	674	591
	計	424	578	530	1,009	1,228	2,120	3,117	2,149
南秋川	旧相模湖町	238	213	108	144	187	362	300	465
	旧藤野町	278	270	135	180	237	283	326	523
	計	486	478	243	282	424	645	626	988
合 計	2,376	2,698	3,167	1,923 (2149.5h)	2,820 (2133.5h)	3,995 (2826h)	5,098 (2685h)	4,768 (2685h)	

※ 1 表中の数値は追い払い委託による巡視日数及び通報等による追い払い実施のための出動回数の合計。

※ 2 H19以降の小田原市は小田原市鳥獣被害防止対策協議会（旧野猿対策協議会）による追い払い出動時間を括弧内に外数で記載。

※ 3 旧相模原市相模湖町は丹沢地域個体群のダムサイト群を含む。

(3) 年度別捕獲数

目的	地域 個体群	群れ名	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23
加害 個体 捕獲	西湘	S	6	8	3	1	(1)	(1)	—	0	0(2)
		H	—	1	1	1	—	3	0(3)	—	1
		P 1	—	2 (1)	5	5	2(1)	1	0(1)	0	0
		T 1	—	(1)	—	1	—	—	2(3)	0	0
		ハレザル	—	1	1	3	4	1	1(1)	—	—
	丹沢	ダムサイト	—	—	—	—	—	—	5(3)	—	—
		川弟	—	—	—	—	—	—	—	1	—
		子易群	—	—	—	—	—	—	3(3)	—	—
		高森の集団	—	—	—	—	—	—	1(4)	2(1)	3
		ハレザル	4	—	1	1	—	1	0	—	—
	南秋川	K 2	—	—	—	—	—	—	0(4)	—	—
		K 3	—	—	—	—	—	—	0	1(1)	2(3)
		K 4	—	—	—	—	—	—	0	1	1
	不明			—	—	—	—	—	1	2	—
計			10	12 (2)	11	12	6(2)	7(1)	14(22)	5(2)	7(2)
個体 数 調 整	西湘	T 1	—	—	—	—	—	—	—	0/4	0/8
		P 1	—	—	—	—	—	—	—	0/4	0/4
	丹沢	経ヶ岳	—	—	—	—	3/10 (1)	8/10 (4)	10/10 (1)	9/15 (2)	10/20
		鳶尾	—	—	—	—	12/30 (2)	40/40 (9)	30/30 (11)	24/40 (4)	26/30 (12)
		煤ヶ谷	—	—	—	—	—	—	—	5/10 (2)	9/10 (4)
		ダムサイト	—	—	—	—	—	—	—	6/10 (1)	—
		ダムサイト分裂	—	—	—	—	—	—	—	—	0/7
	南秋川	K 1	—	—	—	—	—	4/20 (2)	0/20 (2)	5/30	0/20
		K 2	—	—	—	—	—	—	—	3/10 (2)	1/20
	計			—	—	—	—	15/40 (3)	52/70 (15)	40/60 (14)	52/123 (11)
合計			10	12 (2)	11	12	21(5)	59(16)	54(36)	57(13)	56(24)

※個体数調整：捕獲数/計画数。

※カッコ内は放獣数を外数で表す。

※不明：H20 南足柄市オトナメス 1頭。

H21 南足柄市コドモオス 1頭、旧相模原市城山町コドモオス 1頭。

(4) 個体数調整による捕獲個体等の内訳

【個体数調整対象群】

(単位：頭)

T1群	オトナ	ワカモノ	コドモ	アカンボウ	合計
オス	0	0	0	0	0
メス	0	0	(1)	0	(1)
計	0	0	(1)	0	(1)
P1群	オトナ	ワカモノ	コドモ	アカンボウ	合計
オス	0	0	0	0	0
メス	0	0	0	0	0
計	0	0	0	0	0
K1群	オトナ	ワカモノ	コドモ	アカンボウ	合計
オス	0	0	0	0	0
メス	0	0	0	0	0
計	0	0	0	0	0
K2群	オトナ	ワカモノ	コドモ	アカンボウ	合計
オス	0	0	0	0	0
メス	0	0	1	0	1
計	0	0	1	0	1
川弟群分裂集団	オトナ	ワカモノ	コドモ	アカンボウ	合計
オス	0	1	1	0	2
メス	(2)	1	0	0	1(2)
計	(2)	2	1	0	3(2)
ダムサイト分裂群	オトナ	ワカモノ	コドモ	アカンボウ	合計
オス	0	0	0	0	0
メス	0	0	0	0	0
計	0	0	0	0	0
経ヶ岳群	オトナ	ワカモノ	コドモ	アカンボウ	合計
オス	2	1	3	0	6
メス	0	0	4	0	4
計	2	1	7	0	10
鳶尾群	オトナ	ワカモノ	コドモ	アカンボウ	合計
オス	1	0	13	2(2)	16(2)
メス	(10)	0	9	1	10
計	1(10)	0	22	1	26(12)
煤ヶ谷群	オトナ	ワカモノ	コドモ	アカンボウ	合計
オス	0	1	3	0	4
メス	(3)	2	3	(1)	5(4)
計	(3)	3	6	(1)	9(4)

※カッコ内は、放獣数を外数で表す。

【加害個体捕獲の内訳】

(単位：頭)

対象群	年齢	性別	捕獲数	市町村	方法
H群	ワカモノ	オス	1	小田原市	はこわな
K3群	ワカモノ	オス	2	相模原市	はこわな
K4群	オトナ	オス	1	相模原市	はこわな
高森の集団	コドモ	メス	1	伊勢原市	はこわな
高森の集団	コドモ	オス	1	伊勢原市	はこわな
高森の集団	オトナ	メス	1	伊勢原市	はこわな

2 平成 23 年度 被害状況

(1) 農作物被害の市町村別内訳

[上段：被害面積(ha) 下段：被害額(千円)]

地域個体群名 市町村名	H23年度	主な被害	H22年度	増減 H23-H22
西湘地域個体群	2.8 2,820		2.9 3,738	▲0.1 ▲918
小田原市	1.6 2,223	果樹 1.03ha 898千円	2.11 2,232	▲0.51 ▲9
箱根町	— —		0.09 117	▲0.09 ▲117
真鶴町	0.1 63	果樹 0.08ha 63千円	0.22 173	▲0.12 ▲110
湯河原町	1.1 514	果樹 1.01ha 422千円	0.48 1,212	▲0.62 ▲698
南足柄市	0 20.5	野菜 0.001ha 17千円	0 4	▲0 ▲16.5
丹沢地域個体群	12.8 9,790		26.7 16,586	▲13.9 ▲6,796
秦野市	2.7 2,521	野菜 0.77ha 1,292千円	12.6 3,346	▲9.9 ▲825
厚木市	4.9 1,902	野菜 0.629ha 904千円	4.93 6,865	▲0.03 ▲4,963
伊勢原市	5.2 5,333	果樹 3.3ha 2,851千円	7.17 5,079	▲1.97 ▲254
山北町	— —		0.17 482	▲0.17 ▲482
愛川町	0.003 23.5	野菜 0.003ha 24千円	0.28 623	▲0.277 ▲599
清川村	0.01 6.3	野菜 0.01ha 63千円	1.55 191	▲1.54 ▲185
南秋川地域個体群	— —		— —	— —
相模原市緑区	— —		— —	— —
合計	15.6 12,610		29.6 20,323	▲14 ▲7,713

※ ハナレザル、オスグループによる被害を含む。

※ 四捨五入により地域個体群と全体の合計が突合しない場合がある。

(2) 自家用農地の被害面積

(単位：ha)

地域個体群	市町村名	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23
丹沢	厚木市	4.91	0.69	8.34	4.21	6.90	15.54	5.95	4.36
	愛川町	—	—	0.21	0.31	0.8	—	0.02	0.3
	清川村	1.12	0.10	0.23	0.22	0.28	1.10	0.38	0.02
	秦野市	—	—	0.28	0.10	—	0.20	1.43	—
	伊勢原市	0.01	—	0.06	0.36	—	0.50	0.2	0.13
	旧相模原市津久井町	0.19	0.45	0.40	0.30	—	1.82	—	—
計		6.23	1.24	9.52	5.88	7.98	19.16	7.97	4.80
南秋川	旧相模原市相模湖町	2.83	1.80	2.50	3.30	—	0.84	—	1.46
	旧相模原市藤野町	1.41	0.23	3.59	0.20	—	1.04	—	—
計		4.42	2.03	6.09	3.13	5.78	1.88	2.72	1.46
合計		10.47	3.27	15.61	9.01	13.76	21.04	10.69	6.26

※ 自家用農地の被害とは、家庭菜園など出荷を目的とせず、自ら消費する作物の被害をいう。

※ 旧相模原市には丹沢地域個体群のダムサイト群によるものも含む。

※ 四捨五入により地域個体群の合計と全体の合計が突合しない場合がある。

(3) 生活・人身被害の市町村別内訳

(単位：件)

地域個体群名	市町村名	生活被害				生活上の脅威	人身被害		計
		騒音	屋外物品等損傷	人家侵入	屋内の物品の略奪		飛びかかる等の威嚇	傷害	
西湘地域個体群		—	12	10	10	235	—	1	268
西湘地域個体群	小田原市	—	—	—	1	130	—	—	131
	箱根町	—	2	2	—	6	—	—	10
	真鶴町	—	—	—	—	2	—	—	2
	湯河原町	—	10	8	9	97	—	1	125
	丹沢地域個体群		—	39	1	1	75	11	—
丹沢地域個体群	厚木市	—	17	—	1	27	11	—	56
	愛川町	—	3	—	—	3	—	—	6
	清川村	—	18	—	—	—	—	—	18
	秦野市	—	—	—	—	33	—	—	33
	伊勢原市	—	1	1	—	12	—	—	14
南秋川地域個体群		—	6	—	6	49	—	—	61
南秋川地域個体群	相模原市緑区	—	6	—	6	49	—	—	61
合計		—	57	11	17	359	11	1	456

※ ハナレザル、オスグループによる被害を含む。

※ 旧相模原市には丹沢地域個体群のダムサイト群によるものも含む